

老 発 1115 第 4 号  
令和 3 年 1 1 月 1 5 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

老人福祉施設に係る指導監査について (通知)

老人福祉法 (昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号) に基づく老人福祉施設 (養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに限る。以下同じ。) に対する指導監査については、適正な施設運営を図るとともに、指導監査に係る事務負担を軽減し、これを効率的に実施する必要があることから、別添「老人福祉施設指導監査指針」を定めたので、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長におかれては、これを参考に指導監査を実施されたい。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として発出するものである。

また、本通知の発出に伴い「老人福祉施設に係る指導監査について」 (平成 1 2 年 5 月 1 2 日老発第 4 8 1 号) は廃止する。